

鶴岡市上下水道事業告示 16 号

令和 7 年度鶴岡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

鶴岡市長 皆 川 治



令和 7 年度鶴岡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

1 目的及び交付

浄化槽事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、生活排水による公共用水域の水質汚染を防止するため、浄化槽を設置する者等に対し、鶴岡市水道事業及び下水道事業補助金等に関する規程（平成 27 年鶴岡市上下水道事業管理規程 6 号。以下「規程」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において「浄化槽」とは、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽法（昭和 58 年法律 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。

3 補助対象区域

補助対象区域は、公共下水道処理計画区域及び農業集落排水処理計画区域、漁業集落排水処理計画区域以外の区域（以下「対象区域」という。）で、合併前の鶴岡市、羽黒町のうち浄化槽による整備が適当と認められた区域とする。

4 事業の対象となる浄化槽等細目基準

法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 90 パーセント以上で、かつ、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものとする。

5 補助対象者

この告示による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 対象区域内において、自己が居住の用に供する住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む。以下「住宅等」という。）に浄化槽を設置する者
- (2) (1) で設置する浄化槽が環境省の定める浄化槽設置整備事業実施要綱に基づき、汚水処理未普及解消につながると判断された者
- (3) 市税を滞納していない者

6 補助金の額

補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

7 交付申請書

補助金交付申請書に添付すべき書類は、規程においてその例によることとされた鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則56号。以下「規則」という。）第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 法第5条の届出書の写し又は建築基準法（昭和25年法律201号）に基づく確認申請書のし尿浄化槽設置調書及びそれに添付する書類の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 浄化槽の配管配置図及び構造図
- (4) 国庫補助指針適合浄化槽登録書の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書、注文書の写し等施工主が確認できる書類及び浄化槽設置工事費の見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
- (7) 市税の納税証明書その他5（3）に規定する者であることを確認するための書類

（実績報告書）

- 8 実績報告書の提出期限は、令和8年3月6日又は事業完了後20日のいずれか早い日とし、実績報告書に添付すべき書類は、規程においてその例によることとされた規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽設置工事費の領収書又は請求書の写し
- (2) 浄化槽設置工事の着工日及び竣工日
- (3) 設置工事に係る次の施工写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ その他市長が必要と認める写真
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し
- (6) 浄化槽チェックリスト（別記様式）

9 浄化槽の維持管理

補助金の交付決定を受けた者は、浄化槽が正常に機能するよう適正な維持管理を行うものとする。

10 指導

市長は、前項の維持管理について、必要に応じ指導を行うものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（５関係）

人 槽 区 分	限 度 額
５人槽	３９０,０００円
６～７人槽	４７４,０００円
８～１０人槽	６６０,０００円